

大日本帝政

主計局正示事務官

(案)ニ對スル質疑及意見

一、
一付テ

(イ)「當該一年間」ヲ「當該一年度間」トスルコト

(ロ)費用ノ範圍及内容如何

(ハ)「新ニ生産セラレタル物資及勤勞（但シ對價ノ支拂アルモノニ限
ル）ノ價額」ヲ「新ニ生産セラレタル物資ノ價額及加工若ハ輸送
等ニ依リ增加セル物資ノ價額並ニ對價ノ支拂ハル勤勞ノ價額」
トスルコト

(二)海外投資收支差額ノ範圍及内容如何

二、
ニ付テ

(イ)「純生產額」ト「純益額」トハ同義ト解シテ可ナルヤ

三、
ニ付テ

大日本帝政政府

(1) 「國民所得純額ニ含マレズシテ公債又ハ租稅ノ負擔力アル其ノ他
ノ價額」ヲ「國民所得純額ニ含マレザル其ノ他ノ所得ヘ例ヘバ恩
給、年金」—トスルコト